

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

大和市教育委員会

委員長 青 蔭 文 雄

## 大和市教育委員会規則第8号

### 大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会公印規則（昭和42年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「、委員長印」を削る。

別表庁印の表専用委員会印の項管理者の欄中「子ども部」を「こども部」に改める。

別表職印の表委員長印の項及び委員長職務代理人印の項を削り、同表教育長印の項管理者の欄中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則（別表職印の表委員長印の項及び委員長職務代理人印の項を削る改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の大和市教育委員会公印規則別表職印の表の規定は適用せず、この規則による改正前の大和市教育委員会公印規則別表職印の表の規定は、なおその効力を有する。